

○平成二十七年総務省告示第四百二号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第四十条第二項第五号等の規定に基づき総務大臣が定める事項)

(平成二十七年十一月二十五日)

(総務省告示第四百二号)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成二十六年総務省令第八十五号)第四十四条第二項第五号、第四十五条第一項第四号及び第五号、第四十六条第三項第二号並びに第四十七条第一項第三号の規定に基づき、総務大臣が定める事項を次のように定め、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

#### 1 特定個人情報の提供の求めにおいて送信する事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号。以下「省令」という。)第40条第2項第5号(省令第40条第3項において準用する場合を含む。)、第41条第1項第5号及び第46条第3項第2号(これらの規定を省令第48条において準用する場合を含む。)の内閣総理大臣が定める事項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第19条第8号又は第9号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供を管理するためにインターフェイスシステムが生成する番号とする。

#### 2 法第21条第2項(法第26条において準用する場合を含む。)の規定による通知の有効期間

省令第41条第1項第4号(省令第48条において準用する場合を含む。)の内閣総理大臣が定める期間は、30日間とする。

#### 3 取得番号とすべき番号

省令第41条の2(省令第48条において準用する場合を含む。)の取得番号とすべき番号は、法第21条の2第1項(法第26条において準用する場合を含む。)の規定による情報提供用個人識別符号の取得を管理するためにインターフェイスシステムが生成する番号と

する。

#### 4 情報提供等の記録について記録及び保存する事項

省令第47条第1項第3号（省令第48条において準用する場合を含む。）の内閣総理大臣が定める事項は、次に掲げる事項とする。

ア 法第19条第8号又は第9号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供を管理するためにインターフェイスシステムが生成する番号

イ 特定個人情報の提供の求め（法第21条第2項各号（法第26条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する場合を除く。）又は提供が不適法に行われた場合はその旨

附 則（平成二十八年十二月十三日総務省告示第四百三十五号）

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（令和元年六月十九日総務省告示第六十一号）

この告示は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）の施行の日（令和元年六月二十日）から施行する。

附 則（令和二年五月二十五日総務省告示第百六十八号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月二十七日総務省告示第二百九十九号）

この告示は、令和三年九月一日から施行する。